

令和 7 年 8 月
浅麓環境施設組合議会定例会

会 議 録

浅麓環境施設組合

令和 7 年 8 月 浅麓環境施設組合議会定例会

招集年月日 令和 7 年 8 月 6 日 (水)
招 集 場 所 浅麓環境施設組合 3 階 大会議室
開 議 午後 3 時 40 分

・ 出席議員 (12 名)

1 番	清水	みき枝	2 番	小林	哲子
3 番	土屋	利江	4 番	丸山	正昭
5 番	竹内	健一	6 番	小林	天馬
7 番	寺田	和佳子	8 番	利根川	泰三
9 番	黒岩	旭	10 番	内堀	喜代志
11 番	柳澤	大治	12 番	大塚	雄一

・ 説明のため出席した者の職氏名

組合長 (小諸市長)	小泉	俊博
副組合長 (御代田町長)	小園	拓志
副組合長 (小諸市副市長)	田中	尚公
副組合長代理 (軽井沢町副町長)	上原	章生
副組合長代理 (佐久市副市長)	畠山	啓二
会計管理者 (小諸市会計管理者)	柳沢	千恵子
監査委員	塩川	和彦
所 長	市村	元昭
施設管理係長	土屋	茂正

・ 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

庶務係長	宮沢	一男
施設管理係主任	村上	尚登

令和 7 年 8 月
浅麓環境施設組合議会定例会会議録

午後 3 時 40 分 開会

◎議長（土屋 利江議員）

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和 7 年 8 月浅麓環境施設組合議会定例会を開会いたします。

◎議長（土屋 利江議員）

日程第 1、仮議席の指定について、改選されました軽井沢町議会及び佐久市議会選出議員について議席が決定するまでの仮議席を指定いたします。事務局より朗読をお願いします。

◎所長（市村 元昭君）

それでは、仮議席の指定をさせていただきます

6 番、小林天馬議員。7 番、寺田和佳子議員。8 番、利根川泰三議員。11 番、柳澤大治議員。12 番、大塚雄一議員。

以上でございます。

◎議長（土屋 利江議員）

ただいま事務局から朗読ありましたとおり仮議席を指定いたします。

◎議長（土屋 利江議員）

日程第 2、副議長選挙について、当組合議会の慣例により軽井沢町議会選出議員の中から、地方自治法第 118 条第 2 項による指名推薦としたいが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（土屋 利江議員）

異議なしと認めます。よって、副議長は軽井沢町選出議員より推薦をお願いいたします。副議長が推薦されるまで暫時休憩いたします。

（午後 3 時 42 分 休憩）

（午後 3 時 43 分 再開）

◎議長（土屋 利江議員）

会議を再開いたします。副議長の推薦結果につきまして発表をお願いします。

6 番、小林天馬議員。

◎6 番議員（小林 天馬議員）

8 番、利根川泰三議員を推薦いたします。

◎議長（土屋 利江議員）

ありがとうございました。ただいま軽井沢町選出の利根川議員が推薦されました。お諮りいたします。ただいま推薦されました利根川泰三議員を本組合議会副議長に指名することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（土屋 利江議員）

ありがとうございました。起立全員であります。よって、利根川泰三議員を本組合議会副議長の当選人といたします。ただいま副議長に当選されました利根川議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。当選人の発言を求めます。

◎8番議員（利根川 泰三議員）

ただいま、軽井沢町の議員、また、ここにおられる議員の皆様からご推挙いただきました、軽井沢町選出の利根川泰三でございます。

微力ではありますが、議長の補佐役として務めさせていただきますので、ぜひ皆様のご協力をいただきながら無事に務めたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

◎議長（土屋 利江議員）

ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします

◎議長（土屋 利江議員）

日程第3、議席の指定について、会議規則の定めるところにより議長において指定をいたします。

6番、小林天馬議員。7番、寺田和佳子議員。8番、利根川泰三議員。11番、柳澤大治議員。12番、大塚雄一議員といたします。

◎議長（土屋 利江議員）

日程第4、会議録署名議員の指名について、会議規則の定めるところにより、議長において指名いたします。

4番、丸山正昭議員。7番、寺田和佳子議員にお願いをいたします。

◎議長（土屋 利江議員）

日程第5、会期の決定について、議会運営委員長から報告を願います。

はい、黒岩議会運営委員長。

◎議会運営委員長（黒岩 旭議員）

本日は大変お疲れ様です。議会運営委員長の黒岩でございます。

令和7年8月浅麓環境施設組合議会定例会の運営について、去る7月22日、火曜日、当組合会議室において、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げ、ご了承を賜りたいと存じます。

本定例会に提出されます案件は、議案が2件でございます。

会期につきましては、お手元に配布してあります会期予定表のとおり、本日1日とすることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

◎議長（土屋 利江議員）

お諮りいたします。本組合議会定例会の会期につきましては、議会運営委員長から報告のとおり、本日１日と決定したいが、これに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（土屋 利江議員）

賛成全員であります。よって、会期は本日１日と決定されました。

◎議長（土屋 利江議員）

日程第６、理事者あいさつをお願いいたします。

はい、小泉組合長。

◎組合長（小泉 俊博君）

令和７年８月の浅麓環境施設組合議会定例会開会にあたりまして、ごあいさつ申し上げます。連日の猛暑の中、議員の皆様におかれましては、８月定例会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より当組合の管理運営等様々な場面でご指導、ご協力をいただいておりますこと、厚く御礼を申し上げます。

さて、浅麓汚泥再生処理センターであります。平成１８年１０月に稼働を開始して１９年目に入ります。一般的にこうした施設の更新時期であります。２０年から３０年程度と言われておりまして、当組合においても老朽化対策が最優先課題であるという状況でございます。特に、生ごみ前処理装置は、突発的な故障の発生事案が大変増加しておりまして早急な対応が必要なため、先ほど、議員全員協議会でもお話をさせていただきましたが、小諸市脱炭素先行地域交付金事業の活用を検討してまいりました。大規模な修理が出来る体制が整いましたので、先ほど、報告をさせていただいたところでございます。

また、今後の人口減少を見据え、将来掛かるコストを可能な限り抑制していくことが出来るよう、合理的な施設整備、運転管理手法を検討することも重要なことから、これら基礎資料を得る事を目的に、現在、施設全体の機能を精密に検査しているところでございます。この調査結果の概要は、次回の議員全員協議会で報告させていただく予定でございますので、喫緊の課題解決に向けて、皆様にはご協力をお願いしたいと思います。

さて、本議会へ提案させていただきます案件は、令和６年度浅麓環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定と、令和７年度浅麓環境施設組合一般会計補正予算（第１号）の２件でございます。後ほど事務局より説明をさせますので、ご審議の上ご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

◎議長（土屋 利江議員）

はい、ありがとうございました。

次に、日程第７、一般質問でございますが、一般質問の通告はございませんでした。

◎議長（土屋 利江議員）

次に、日程第 8、議案第 3 号、令和 6 年度浅麓環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について議題といたします。ただいま議題となりました議案第 3 号、令和 6 年度浅麓環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について、事務局の説明を求めます。

はい、所長。

◎所長（市村 元昭君）

議案第 3 号、令和 6 年度浅麓環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算関係の資料につきましては、水色の表紙、右上、議の 3、令和 6 年度浅麓環境施設組合一般会計決算書、議の 3 の 1、令和 6 年度浅麓環境施設組合一般会計歳入歳出決算概要、議の 3 の 2、令和 6 年度事業実績報告書でございます。

始めに、令和 6 年度浅麓環境施設組合一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げ、つづいて令和 6 年度の事業実績をご報告いたします。

まず、右上、議の 3、決算書の 1 ページをお開き下さい。

令和 6 年度浅麓環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

この決算関係の書類につきましては、地方自治法第 233 条第 1 項の規定により、令和 7 年 6 月 5 日に、会計管理者より組合長へ提出をいたしました。

つづきまして、2 ページ上段をご覧ください。

令和 7 年 7 月 4 日に、地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき、監査委員による審査を実施しております。その内容につきましては、後ほど、監査委員よりご報告いただきますので、よろしくお願いいたします。

その下でございます。

令和 6 年度浅麓環境施設組合一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額、763,231,271 円で、歳出決算額は、656,482,813 円。歳入歳出差引額及び翌年度繰越額は、共に、106,748,458 円でございます。

歳入歳出決算の内容につきましては、8 ページから 15 ページの付属書類その 1、歳入歳出決算事項別明細書に沿って、別資料として添付しております、議の 3 の 1、一般会計歳入歳出決算概要を読み上げる形でご説明申し上げますので、見比べながらご確認いただきますようお願いいたします。

また、決算概要の別表 1、2 として前年度対比表を添付いたしておりますので、あわせてご確認をお願いします。

それでは、議の 3 の 1 決算概要の 1 ページをご覧ください。

まず、令和 6 年度特徴的な点を申し上げます。決算概要 1 ページの四角で囲ってある部分でございます。

浅麓污泥再生処理センターは、稼働後 18 年が経過し各部で劣化が進行していますが、包括的民間委託の導入により、維持管理と定期整備等を一体的、効率的に実施することで、施設機能の低下を抑制しながら、安全かつ適正に処理を行いました。

共同処理する事務に関しては、浅麓環境施設組合同規約を改正し、令和 6 年 4 月 1 日から、下水道污泥処理施設の管理運営に関する事業を廃止しましたので、下水道污泥処理に

係る予算はありませんが、当該事業に係る令和５年度分担金の清算は、補正予算措置し、それぞれ関係市町へ還付しました。

汚泥再生処理センター運営費については、前年度比 6.7 パーセント、45,110 千円余の減となっていますが、前述の下水道汚泥処理費の影響を考慮すると、実質、前年度比 7.1 パーセント、40,500 千円余の増であり、施設老朽化に伴う委託料及び修繕料の増、並びに物価高騰による光熱水費及び薬品費の増が、施設経営を圧迫する状況となっています。

１ 決算規模は、歳入総額 763,230 千円余、歳出総額 656,480 千円余で、前年度決算と比較して、歳入 73,320 千円余、8.8 パーセントの減、歳出 47,820 千円余、6.8 パーセントの減となりました。令和 6 年度の最終予算規模は、758,247 千円で前年度予算と比較すると、75,159 千円、9.0 パーセントの減となりました。

２ 収支。(１) 決算収支であります。

形式収支及び実質収支は 106,740 千円余の黒字となっております。

(２) 単年度収支につきましては、25,500 千円余の減となっております。

２ ページをご覧ください。

(３) 基金。組合で設置している基金はございません。

３ 事項別決算の概要でございます。

(１) 歳入。

款 １、分担金及び負担金、予算現額は 565,381 千円で、調定額及び収入済額は、いずれも予算現額と比べ 59 千円減の 565,322 千円でした。前年度決算額との比較では下水道事業の廃止に伴い、195,640 千円余、率で 25.7 パーセントの減となりました。

款 ２、使用料及び手数料は、し尿投入手数料と生ごみ投入手数料及び、投入カードの発行手数料になります。予算現額 59,817 千円に対し、収入済額は 64,650 千円余で、2,600 円の収入未済額は生ごみ投入手数料となります。収入済額の前年度決算額との比較では 1,520 千円余、率で 2.4 パーセントの増でございました。

し尿投入手数料であります。し尿、浄化槽汚泥投入量につきましては、24,906 キロリットルの見込みのところ、実績は 25,860 キロリットルで予算現額 34,513 千円に対し、調定額は 35,630 千円余で全額収入済みとなっています。

生ごみ投入手数料であります。事業系、産廃系の生ごみ投入量は 1,946 トンの見込みのところ、実績は 2,156 トンで予算現額 25,330 千円に対し、現年の調定額は 29,010 千円余、収入済額は 29,010 千円余、滞納は 1 件、260 円を繰り越しました。滞納繰越分の調定額 50 千円余は 7 事業者の滞納分で、うち 6 事業者分の債権 47,840 円については、消滅時効を経過したことから債権放棄し、不納欠損として整理しました。

総務手数料は投入カード発行手数料で、1 枚 500 円で 12 枚の発行があり、収入済額は 6 千円でございます。

３ ページをご覧ください。

款 ３、繰越金。令和 5 年度繰越金で 132,240 千円余となっております。

款 ４、諸収入。諸収入は予算現額 801 千円に対し、収入済額は 1,000 千円余で、賠償補填金の 150 千円余は、東京電力ホールディングス株式会社からの放射能濃度測定費用に対する賠償額となっております。雑入の 840 千円余は肥料販売袋代等でございます。

(2) 歳出。歳出予算額は当初予算額 737,047 千円に 21,200 千円を増額して 758,247 千円とし、前年度と比較すると 75,159 千円、9.0 パーセントの減となっております。

歳出決算額につきましては 656,480 千円余で、前年度比較では 47,820 千円余、6.8 パーセントの減となっております。

款 1、議会費。議会費は予算現額 1,051 千円に対し、支出済額は 941 千円余で、対前年比 179.8 パーセントの増でございました。増加の理由は、隔年で実施している組合議員の視察研修の実施によるもので、旅費日当として、節 8、旅費から 200 千円余、手土産代として、節 9、交際費から 6 千円、バス借上料及び有料道路使用料として、節 13、使用料及び貸借料から 390 千円余をそれぞれ支出しました。

なお、11 名の議員の皆様にご参加いただき、先進的な官民連携事業を実施している、住友重機械エンバイロメント株式会社本社及び、葉山浄化センターを視察しました。

節 22、償還金利子及び割引料は、下水道汚泥処理に係る令和 5 年度議会費分担金の還付金です。

4 ページをご覧ください。

款 2、総務費であります。総務費は一般管理費と職員厚生費を合わせ、予算現額 24,837 千円に対し、支出済額は 23,630 千円余で執行率は 95.2 パーセントとなりました。

目 1、一般管理費は決算額 23,520 千円余で、前年度と比較すると 3,320 千円余、12.4 パーセントの減となりました。

節 1、報酬は、監査委員報酬とパートタイム会計年度任用職員 1 名の報酬となります。

節 2、給料、節 3、職員手当、節 4、共済費は 2 名分の職員人件費となります。

節 8、旅費は、監査委員及びパートタイム会計年度任用職員の通勤費用に係る費用弁償と、議員視察研修随員職員 2 名の旅費日当でございます。

節 10、需用費は、消耗品、燃料費、法令追録費、被服費のほか、公用車車検整備に伴う修繕がありましたので、前年対比 64.6 パーセントの増となりました。

節 11、役務費は、主に通信運搬費及び車両、東小諸集会施設を含む建物の損害保険料でございます。

節 13、使用料及び貸借料は、主に公会計システム、複写機、金融機関との電話回線使用料及び公用車リース料となります。

節 22、償還金利子及び割引料は、下水道汚泥処理に係る令和 5 年度総務費分担金の還付金です。

目 2、職員厚生費は、主に成人病等検診、職員互助会負担金でございます。

5 ページをご覧ください。

款 3、衛生費。衛生費は汚泥再生処理センターの運営費で施設の維持管理に加え、各機械設備等の定期点検整備を含む包括的委託料、処理に係る光熱水費及び薬剤購入費と、し渣等の汚泥処分料等です。予算現額 722,339 千円に対し、支出済額は 631,900 千円余で執行率は 87.5 パーセントとなりました。

節 2、給料、節 3、職員手当、節 4、共済費は職員 2 名分の人件費でございます。

節 10、需用費は予算現額 242,067 千円に対し、決算額 156,060 千円余で、執行率は 64.5 パーセントとなりました。

需用費を細節別にご説明申し上げます。

細節 1、消耗品費は、決算額 130 千円余、蛍光灯及び非常灯の消耗用品の購入により、前年度比 144.2 パーセントの増となっております。

細節 2、燃料費は、バイオガスボイラの利用により重油の使用料が減少したことから、前年度比 8.8 パーセントの減、電気料を主とする細節 6、光熱水費は、国のエネルギー価格激変緩和対策事業の縮小により、前年度比 6,640 千円余、6.4 パーセントの増となりました。

細節 10、薬品費は、単価高騰により、前年度比 1,190 千円余、4.8 パーセントの増となりました。

細節 13、施設修繕料も、各所雨漏れ部や屋外消火栓地下漏水箇所、構内敷地等舗装の陥没箇所及び剥離した区画線の修繕のほか、無停電電源装置のバッテリーや建物高所にある換気扇カバー等の交換を実施しましたので、前年比 1,620 千円余、67.4 パーセントの増となりました。

需用費全体では、前年度比 7,670 千円余、5.2 パーセントの増となりました。

6 ページをご覧ください。

節 11、役務費は、郵便送料の値上げ等により、前年度比 140 千円余、10.0 パーセントの増となりました。

節 12、委託料は、予算現額 438,087 千円に対し、支出済額は 434,660 余で、執行率は 99.2 パーセントとなりました。

委託料を細節別にご説明申し上げます。

細節 6、施設等管理運営委託料は、包括的民間業務委託料で、5 か年契約の 4 年目の決算額になります。前年度比 31,840 千円余、8.0 パーセントの増額要因は、生ごみ前処理設備補修整備の増分でございます。

細節 8、廃棄物処理関係委託料は、し尿や生ごみ中に含まれるビニール類などの処分費用で、前年度比 350 千円余、5.6 パーセントの増となりました。なお、下水道汚泥分の処理委託料は、前年度比 106,430 千円余の皆減となっております。

節 13、使用料及び賃借料の決算額 280 千円余は、主に複写機の使用料となります。

節 17、備品購入費は、分析天秤用電子プリンターの購入費で、故障機が修理不能なため緊急に購入したものでございます。

節 18、負担金、補助及び交付金は決算額 1,230 千円余で、主に職員退職手当組合負担金となります。

節 22、償還金利子及び割引料は、下水道汚泥処理に係る令和 5 年度分担金の清算金で、構成市町へ還付いたしました。

つづきまして、決算書の 16 ページをお開きください。

16 ページは、実質収支に関する調書を千円単位でお示ししてございます。

17 ページ、18 ページ、19 ページにつきましては、財産に関する調書を添付してございます。(1) 土地及び建物、(2) 物品、(3) 基金、共に年度内の増減はございませんでした。

つづきまして、令和 6 年度事業実績報告につきまして、施設管理係土屋係長よりご報告申し上げます

◎施設管理係長（土屋 茂正君）

令和 6 年度事業実績について、ご報告いたします。

最初に、主な変更点ですが、令和 6 年度から下水汚泥処理に関する事務が規約から無くなり、各市町へ戻りましたことから、下水汚泥に関する事業実績の項目はございません。

1 ページをご覧ください。

令和 7 年 3 月 31 日現在の浅麓環境施設組合の管内人口、世帯数を表にしております。

管内人口は、4 市町合計で 85,196 人。前年度との比較でマイナス 138 人、0.2 パーセントの減となっております。

公共下水道等への接続人口と、浄化槽設置人口を合計しました水洗化人口は、79,795 人。231 人の増で、対前年比プラス 0.3 パーセント。全人口に占める水洗化人口の比率は、93.7 パーセントとなっております。

2 ページをご覧ください。

し尿、浄化槽汚泥の処理量について、合計欄をご覧ください。

し尿処理量は、約 9,280 キロリットル、前年比 3.7 パーセントの減。浄化槽汚泥は、約 15,199 キロリットル、前年比 6.5 パーセントの増。農集等汚泥は、約 2,365 キロリットル、前年比 10.2 パーセントの減でした。

全ての合計で、約 26,844 キロリットル、前年比 1.1 パーセントの増となっております。

軽井沢町の農集等汚泥が率としては大幅に減少していますが、茂沢地区農集の修繕を令和 5 年度に行ったため、その影響により一時的に増えていました。その後、令和 6 年度では平年並みになったため、減少と言う形となっております。

また、御代田町の浄化槽汚泥も率としては大きく減っていますが、令和 4 年度の浄化槽汚泥量は約 777 キロリットルでしたので、年度ごとのバラツキの範囲内ではないかと推察しております。

3 ページをご覧ください。

生ごみ処理量の実績でございます。合計欄をご覧ください。

家庭系生ごみが、約 1,160 トン。前年比 6.4 パーセントの減。事業系生ごみが、約 2,016 トン。前年比 3.7 パーセントの増となっております。

全ての合計で約 3,317 トン。前年比 0.2 パーセントの増となっております。

下のグラフで示すとおり、ここ数年間と同等の水準でしたが、黒四角で表している家庭系は減少の一途をたどっております。

つづきまして、4 ページ、5 ページは、令和 6 年度に実施した分析値の集計表でございます。

まず 4 ページ、放流水質の測定結果であります。計量証明機関にて月 2 回分析を実施しまして、水質について確認しております。

（１）の年間平均値の表の右側に水質汚濁防止法による法的規制値、及び自主基準値が記載してあります。自主基準値とは、地元区と締結しております公害防止協定における基準値でありまして、法的規制値より厳しい数値となっておりますが、全てを満足する水質でございました。

（２）の月別平均値は年間平均値の元となる数値をお示ししております。

令和5年度までは、月に4回分析を実施しておりましたが、近年の水質が安定している状況もあり、経費節減を目的とし、地元の東小諸区にもご理解をいただき、分析回数を月に2回へ減らしております。

つづきまして、2の敷地境界線における悪臭測定結果について、敷地境界線上で測定した悪臭の測定につきまして、アンモニアからキシレンまでの、測定22項目の全てにおいて、基準値以下の数値でございました。

5ページをご覧ください。

敷地境界付近における騒音測定結果は、各時間区分共に基準値を下回る値となりました。引き続き、水質や悪臭、騒音などに注意を払っていきたいと考えております。

つづきまして、4の汚泥発酵肥料の測定結果についてですが、こちらは、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、浅麓エココンポの製品名で登録してあるものについて、肥料の主成分及び含有する重金属類についての測定結果と、植害試験の結果になります。

表の右側に法基準を記載してございますが、全ての項目におきまして、法基準を満足しておりました。また、植害試験におきましても植物の生育上の異常は認められなかったとの結果を得ております。

なお、注意書きにありますように、米印に関する項目の法基準は、保証票へ表示するかしないかの基準になっており、現状では銅全量に関して表示しています。

6ページ、汚泥発酵肥料の生産、販売の実績になります。

粉状のバラ積み製品と、粒状袋詰め製品の2種類がございます。

バラ積み製品が生産・販売共に 約96トンで、前年比39.5パーセントの増。粒状袋詰め製品は、生産が約331トン、前年比3パーセントの増。販売が約327トン、前年比3.1パーセントの増でした。

生産の合計が 約427トン。7.9パーセントの増、販売合計が 約424トン。8.2パーセントの増でございました。

在庫を過剰に抱える事もなく、販売できておりますが、引き続き各市町の広報等を通じ、広くお伝えする中で地域に還元できればと考えております。

2の発電実績をご覧ください。

生ごみ等をメタン発酵し発生したバイオガスによる発電の実績でございます。

発電機は、先ほどの所長の説明にもありましたように、重故障が発生した段階で停止する方針に従い、令和5年7月の重故障発生以降停止したままであり、令和6年度の発電はございません。

下の図の中の黒丸の折れ線グラフである買電額については、国の補助の内容に大きく左右される状況になっております。

現在、バイオガスについては、ガスボイラでの使用に切り替えております。

8ページをご覧ください。

一般廃棄物の場外処分を行った夾雑物等の量になります。

し尿や生ごみの前処理設備で分別除去されたビニール、プラスチック類等の夾雑物の一般廃棄物排出量は、約217トン、前年比5.2パーセントの増でございます。

生ごみ系の残渣としましては、機械を故障させる悪影響を与える事が多い、衣類などが散見されております。衣類の混入への対応に特に苦慮しております。

次に、視察、見学者数についてですが、令和５年度と比較して、やや増えております。最後に、放射能濃度の推移につきまして、いずれも 20 ベクレルの検出下限値以下となっておりますのでゼロと記載してございます。

また、平成 27 年度から令和 5 年度までは試料採取内容と分析測定結果が全て同じであるため、省略して記載させていただきました。

なお、測定頻度としては、年に 1 回に変更しましたが、検出下限値以下が続くことや、東京電力からの賠償金が見込めなくなった事により、測定頻度については研究していきたいと考えています。

9 ページ以降は、今までご説明いたしました実績の基となる資料を添付してございます。

以上、令和 6 年度事業実績についてのご報告を申し上げます。

◎所長（市村 元昭君）

以上、議案第 3 号、令和 6 年度浅麓環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（土屋 利江議員）

それでは、ここで塩川代表監査委員より、同議案についての決算監査の意見を求められておりますので、それを許可いたします。

はい、塩川代表監査委員。

◎代表監査委員（塩川 和彦君）

それでは、決算書の 2 ページをお開きいただきたいと思います。

令和 7 年 7 月 4 日、内堀委員と私、塩川で、監査をさせていただきました。読み上げさせていただきます。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された、令和 6 年度浅麓環境施設組合一般会計歳入歳出決算書の金額は、関係諸帳簿及び証憑書類と照査し、現金残高については指定金融機関と照合したが過誤なく正当なるものと認めました。

以上でございます。

◎議長（土屋 利江議員）

それでは、議案第 3 号、令和 6 年度浅麓環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について、事務局の説明に対しご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

◎議長（土屋 利江議員）

それでは、質疑を終わり討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

◎議長（土屋 利江議員）

なければ、討論を終わり採決いたします。

議案第3号、令和6年度浅麓環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり決するに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（土屋 利江議員）

はい、賛成全員であります。よって、議案第3号、令和6年度浅麓環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり可決いたします。

◎議長（土屋 利江議員）

日程第9、議案第4号、令和7年度浅麓環境施設組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。ただいま議題となりました議案第4号、令和7年度浅麓環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について、事務局の説明を求めます。

はい、所長。

◎所長（市村 元昭君）

議案第4号、令和7年度浅麓環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

資料は、右上議の4、令和7年度浅麓環境施設組合一般会計補正予算（第1号）と、最終ページに添付しております、令和7年度市町別分担金納入計画書 補正予算（第1号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ22千円を増額し、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ、713,559千円とするものでございます。

これは、先ほどの決算でご説明申し上げました、令和6年度の繰越額106,748千円から、令和7年度予備費財源10,000千円を差し引いた96,748千円を按分して分担金を精算し、割り切れない端数の額を、款5、予備費へ増額充当するものでございます。

補正の内容を、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページ、9ページ、歳入をご覧ください。

最初に、款3、繰越金からご説明いたします。

款3、繰越金。項1、繰越金。目1繰越金。96,748千円を増額は、令和6年度の繰越額106,748千円から、令和7年度予備費財源の10,000千円を差し引いた金額でございます。

款1に戻りまして、款1、分担金及び負担金。項1、分担金。目1、衛生費分担金は、繰越金96,748千円から、市町、種別ごとに按分し、割り切れない端数の22千円を引いた96,726千円を減額するものでございます。種別ごとの分担金の減額は、9ページの説明欄に記載してございます。

各構成市町の種別ごとの内訳につきましては、最終ページ、裏表紙の令和7年度市町別分担金納入計画書補正予算（第1号）に記載のとおりとなっております。

第4期の分担金で精算をいたします。

10 ページ、11 ページ、歳出をご覧ください。

款5、予備費。項1、予備費。目1、予備費。22 千円の増額は按分精算できない端数の金額を予備費へ増額充当するものでございます。

議案第4号、令和7年度浅麓環境施設組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げました。

ご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（土屋 利江議員）

ただいまの事務局の説明に対しご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

◎議長（土屋 利江議員）

なければ、質疑を終わり討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

◎議長（土屋 利江議員）

なければ、討論を終わり採決いたします。

議案第4号、令和7年度浅麓環境施設組合一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり決するに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（土屋 利江議員）

はい、賛成全員であります。よって、議案第4号、令和7年度浅麓環境施設組合一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決いたします。

◎議長（土屋 利江議員）

以上で本議会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで、その他議案に係わらず何か提案等ありましたら認めますが、何かございますか。

はい、寺田議員。

◎7番議員（寺田 和佳子議員）

一つわからないことがあるのでお聞きしたいのですけれども、この組合自体、回数は重ねているのですが、初めて認識したことがありましてお伺いしたいのですが、この組合議会がお持ちの財産で、東小諸区の集会場がありましたが、それに至った経緯は何っていないので伺いたいのと、令和6年度に関しては、決算の中に何も出てきませんでしたけれども、今まで修繕があったのか。今後、修繕が出てくる可能性があるのか伺いたいと思います。

◎議長（土屋 利江議員）
所長、答弁願います。

◎所長（市村 元昭君）

東小諸区でございますが、先ほど、土屋係長からご報告のとおり、最も大事にしないと
いけない地元区でございます。東小諸区と協定を締結してここが運営している状況であ
り、先ほど、水質のところで説明があったかと思いますが、協定の基準値を超えてしま
うと操業をすぐに停止しなければいけないといった非常に厳しい協定の中身になります。
その締結先が東小諸区になります。その建設費用を持って、現在は建物の保険料を支払
っているというのが決算上に出てくる中身でございます。今後、改修費用等についてご相
談があれば協議をしながら決定することになりますが、現在のところそういった相談は
受けておりません。

現在は非常に良好な関係でございまして、新年会等、職員全員をお呼びいただいている
というところで、大変理解をされている。特に、区長さんにおかれましては、この
施設について大変信頼しているという大変ありがたい話をしていただいているところで
ございます。

◎議長（土屋 利江議員）
よろしいですか。

◎7 番議員（寺田 和佳子議員）
はい。

◎議長（土屋 利江議員）
他にございますか。
はい、竹内議員。

◎5 番議員（竹内 健一議員）

先ほどの組合長から、建物が 19 年で劣化が著しくなっているということで、5 年度と
6 年度の関係を決算で見ても、67 パーセントの増。修繕に関してはしっかりしていかな
ければいけないというのもありますが、決算は 100,000 千円の黒字になっている。建物に
対しての修繕の考え方はどう考えているのか。

◎議長（土屋 利江議員）
所長、答弁願います。

◎所長（市村 元昭君）

先ほど組合長からごあいさつの中であつたとおり、し尿の処理施設は一般的に操業か
ら 20 年から 30 年で建て替えるというのがケースとしては多くございます。ここの施設
についても今後を考えますと、この施設を修繕しながら使っていくのか、あるいは、建て
替えたほうが安いのか検討する時期に入っていると思います。

現在、脱炭素先行地域交付金事業の中で、生ごみの前処理装置につきましては大規模な
修繕の手筈が整いました。あわせて、第 2 期の包括業務委託の中で、交付金から漏れた部
分も行いますので、生ごみ前処理装置、生ごみ全体としては 15 年持つような姿になる
と思っておりますが、それ以外の部分、この施設はそもそもし尿処理施設、水処理等を行う施

設でありますので、その部分の修繕の仕方を今後どうするのが大事になってきます。今回、リース期間 15 年を使ってどのようにしていくのかという計画を作っていくのが非常に重要であると思っています。長寿命化を行うのか、建て替えをするほうが良いのか。また、現在はこの管内では人口減少が明確に表れていない状況であります、全国的な予想をすれば急激に人口減少が始まるということになると思いますので、人口減少も含めて施設の在り方を議員の皆様一緒に検討していかなければいけない事項だと考えております。

◎議長（土屋 利江議員）
よろしいですか。

◎5 番議員（竹内 健一議員）
はい。

◎議長（土屋 利江議員）
他にございますか。
はい、寺田議員。

◎7 番議員（寺田 和佳子議員）
先ほどの東小諸の集会場の件ですが、小諸地区では避難所になっているのかわからないのですが、集会場の環境整備という意味では少しこの組合も考えなければいけないと思っている。AED の設置だとか WiFi 環境の設置、そこらへんはどのようなになっているのか。なっていないのでしたら設置予定を考えるべきだと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（土屋 利江議員）
所長、答弁願います。

◎所長（市村 元昭君）
現在、国のほうでもこうした処理施設を避難所にということで考えているようであります。残念ながらこうしたし尿施設を避難所とするケースはわたしの認識としては無いと思っております。今後、施設を改修する時には防災上の観点を入れると補助金を貰いやすいこともございますので、東小諸区については優先的な避難所として提供しなければいけないということは区長さんにはお話をしているところでございますが、AED や WiFi 環境といったことは、現在、考えておりませんが、次期施設の更新時については、そうしたことを考慮しますと国の補助ということになりますので、おそらくその時に変更していくほうが良いと思います。

◎議長（土屋 利江議員）
よろしいですか。

◎7 番議員（寺田 和佳子議員）
基本的にここではなくて、集会場だけの話だったのですが。

◎所長（市村 元昭君）

集会場については避難所の指定はされています。WiFi は無いです。AED については承知していませんが、区で設置すると大変な負担になるのでおそらくは無いと思います。

◎議長（土屋 利江議員）

区で申請してあるか確かめていただければありがたいと思います。

◎議長（土屋 利江議員）

他にございますか。

（「なし」の声あり）

◎議長（土屋 利江議員）

なければ、これにて、令和 7 年 8 月 浅麓環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

午後 4 時 46 分 閉会

地方自治法第 123 条の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 8 月 6 日

浅麓環境施設組合 議長

4 番議員

7 番議員